

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
「労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること」について

平成22年8月

労働基準局労働条件政策課(田中課長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標 分野	善 労働条件の確保・改	く 安全・安心な職場づ	護 被災労働者の保 ・社会復帰の促進	勤 勤労者生活の充実	就 短時間労働者等の 就業環境の整備	等 安定した労使関係 の形成	個 個別労働紛争	労 労働保険適用・徴収

施策中目標

1	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること
---	-------------------------------------

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

施策中目標1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

（関連施策）

特になし

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

一般会計

（項）仕事生活調和推進費：仕事と生活の調和推進に必要な経費（全部）

労働保険特別会計

労災勘定

（項）仕事生活調和推進費：仕事と生活の調和推進に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標１）労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること及び仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること

（施策小目標２）多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額)(百万円)	—	1,686 (-)	2,630 (2,013)	2,975 (1,993)	1,657
税制減収額見込み (実績)(百万円)	—	—	—	—	

※ 平成20年度予算において事項の整理（組替）を行ったため、平成19年度以前は本事業に係る決算額として整理していない。

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、４．を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働時間等の課題について 労使が話し合いの機会を設 けている割合 (前年以上／毎年)	—	38.6%	41.5%	46.2%	52.1%
達成率		—	—	107.5%	111.3%	112.8%
2	週労働時間 60 時間以上の雇 用者の割合 (前年以下／毎年)	11.7%	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%
達成率		104.1%	107.7%	104.6%	103.0%	108.0%
3	年次有給休暇取得率 (前年以上／毎年)	47.1%	46.6%	46.7%	47.4%	— (11月公表 予定)
達成率		101.1%	98.9%	100.2%	101.5%	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>・上記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成 19 年 12 月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）」に掲げられたものを踏襲（平成 22 年 6 月改定）。それぞれの指標には以下のような目標数値が掲げられている。</p> <p>指標 1：52.1%（H21）→全ての企業で実施（H32）</p> <p>指標 2：10.0%（H20）→5 割減（H32） （H20 の 10.0%を基準として毎年 0.4 ポイントずつ減少させる）</p> <p>指標 3：47.4%（H20）→70.0%（H32） （H20 の 47.4%を基準として毎年 1.5 ポイントずつ上昇させる）</p> <p>※指標 2，3 については、「新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」においても同じ目標数値が掲げられている。</p> <p>※指標 2，3 の毎年の目標値については平成 22 年から適用されるため、平成 21 年までの達成率は（前年以上・前年以下／毎年）によるもの</p> <p>なお、調査名は以下のとおり。</p> <p>1：厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」</p>						

２：総務省「労働力調査」

※指標２の目標達成率は、 $[1 + (\text{前年実績値} - \text{実績値}) \div \text{前年実績値}] \times 100\%$ で算出。

３：厚生労働省「就労条件総合調査」（企業規模 30 人以上）

※平成 18 年以前の調査対象：「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」→平成 19 年以降の調査対象：「常用労働者が 30 人以上の民間企業」

（参考）平成 18 年以前の調査方法による平成 19 年の平均取得率 47.7%

平成 20 年の平均取得率 48.1%

※H21 年については、平成 22 年 11 月頃公表予定。

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（１）施策小目標１「労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること及び仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 （前年以上／毎年） ※施策中目標に係る指標１と同じ	—	38.6%	41.5%	46.2%	52.1%
達成率		—	—	107.5%	111.3%	112.8%
2	週労働時間60時間以上の雇業者の割合 （前年以下／毎年） ※施策中目標に係る指標２と同じ	11.7%	10.8%	10.3%	10.0%	9.2%
達成率		104.1%	107.7%	104.6%	103.0%	108.0%
3	年次有給休暇取得率 （前年以上／毎年） ※施策中目標に係る指標３と同じ	47.1%	46.6%	46.7%	47.4%	— （11月公表予定）
達成率		101.1%	98.9%	100.2%	101.5%	—
4	30代男性の週労働時間60時間以上の就業者の割合 （前年以下／毎年）	23.4%	21.7%	20.2%	20.0%	18.0%
達成率		101.7%	107.3%	107.0%	100.1%	110.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> ・上記指標は、「仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成19年12月、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定）」に掲げられたものを踏襲（平成22年6月改定）。それぞれの指標には以下のような目標数値が掲げられている。 指標1：52.1%（H21）→全ての企業で実施（H32） 指標2：10.0%（H20）→5割減（H32） （H20の10.0%を基準として毎年0.4ポイントずつ減少させる） 						

指標 3：47.4%（H20）→70.0%（H32）

（H20 の 47.4%を基準として毎年 1.5 ポイントずつ上昇させる）

※指標 2，3 については、「新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）」においても同じ目標数値が掲げられている。

※指標 2，3 の毎年の目標値については平成 22 年から適用されるため、平成 21 年までの達成率は（前年以上・前年以下／毎年）によるもの

※指標 2，4 の目標達成率は、 $[1 + (\text{前年実績値} - \text{実績値}) \div \text{前年実績値}] \times 100\%$ で算出。

なお、調査名は以下のとおり。

1：厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」

2：総務省「労働力調査」

※指標 2 の目標達成率は、 $(\text{前年実績値} / \text{実績値}) \times 100 (\%)$ で算出。

3：厚生労働省「就労条件総合調査」（企業規模 30 人以上）

※平成 18 年以前の調査対象：「本社の常用労働者が 30 人以上の民間企業」→平成 19 年以降の調査対象：「常用労働者が 30 人以上の民間企業」

（参考）平成 18 年以前の調査方法による平成 19 年の平均取得率 47.7%

平成 20 年の平均取得率 48.1%

※H21 年については、平成 22 年 11 月頃公表予定。

参考統計

		H17	H18	H19	H20	H21
1	パート労働者を除く労働者の所 定外労働時間	180	187	192	176	165

【調査名・資料出所、備考等】

厚生労働省「毎月勤労統計調査」※事業所規模 30 人以上

(2) 施策小目標2「多様な働き方に対応した労働環境等を整備すること」関係

アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
4	特別な休暇制度普及率 (前年以上/毎年)			66%	72%	46% (注)
達成率		—	—	—	109%	64% (注)
5	テレワーカー比率 (20%/平成22年)	10.4%	—	—	15.2%	15.3%
達成率		52.0%	—	—	76.0%	76.5%
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>・指標4は、労働基準局勤労者生活部企画課調べ 調査名：「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」に関する意識調査</p> <p>(注) 平成19、20年度と21年度では調査対象企業に以下の違いがある。</p> <p>(平成19年度) さわやか福祉財団が保有する企業リスト(関東1都3県)と各県経営者協会等が保有する企業リスト(北海道、栃木、長野、兵庫、高知)に掲載されていた企業 ※上記都道府県は、「平成19年度 特別な休暇制度普及促進事業」に係る「地域における特別な休暇制度の普及促進活動」実施地域</p> <p>(平成20年度) さわやか福祉財団が発行している情報誌(「人間力Plus」)を配布している企業</p> <p>(平成21年度) 全国の農林水産業を除く全産業で労働者数30人以上の企業</p> <p>・指標5は、国土交通省「テレワーク人口実態調査」</p>						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する事務事業等の中で、以下のものについて別表を添付したので参照下さい。

施策小目標1「労働時間等の設定改善に向けた取組を推進すること及び仕事と生活の調和に係る社会的気運を醸成すること」関係

別表1－1 「労働時間等設定改善推進助成金」（事業評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

2 関係

<労働時間等の設定改善に向けた取組関係>

○労働時間等設定改善法（法律の概要）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/01.pdf>

○労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/honbun.pdf>

○仕事と生活の調和推進のための行動指針

（内閣府ホームページ）

http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html

○「労働力調査」

（総務省ホームページ）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>

○「就労条件総合調査」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-21.html>

○労働時間等設定改善援助事業について

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/06b.pdf>

○労働時間等設定改善推進助成金について

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/06a.pdf>

○職場意識改善助成金について

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/05.pdf>

<テレワーク>

○「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/dl/pamphlet.pdf>

○人口倍増アクションプラン

（首相官邸ホームページ）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dai41/41siryou5.pdf>

- 平成 21 年度テレワーク人口実態調査
（国土交通省ホームページ）

http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/telework/21telework_jittaichosa.pdf

7. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。

別図 政策体系（Ⅲ－４－１）

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-1-(1)		別表1-1				
事業評価シート								
予算事業名		労働時間等設定改善推進助成金		事業開始年度		18年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労働条件政策課（労働条件政策課長 田中誠二）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働者災害補償保険法施行規則第25条						
関係する通知、計画等		労働時間等見直しガイドライン（平成20年厚生労働省告示第108号） 新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成22年6月29日改定） 仕事と生活の調和推進のための行動指針（平成22年6月29日改定）						
予算体系		(項) 仕事生活調和推進費 (大事項) 仕事と生活の調和の推進に必要な経費 (目) 労働時間等設定改善推進助成金						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等（委託先等：）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 （官庁OB/役員数）	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 （何のために）	労働時間等見直しガイドラインに定められている事項〔所定外労働時間の削減や年次有給休暇を取得しやすい環境の整備等（以下「労働時間等の設定の改善」という。）〕について、事業主団体が相談、助言、援助等を行うことを助成し、中小企業における労働時間等の設定の改善を促進することを目的とする。 ※「労働時間等の設定」とは、「労働時間、休日数、年次有給休暇を与える時季その他の労働時間等に関する事項を定めること」である。						
	対象 （誰/何を対象に）	構成事業主全体の2分の1以上が中小企業である地域単位の事業主団体。						
	事業/制度内容 （手段、手法など）	中小企業の事業主団体が、労働時間等の設定の改善に向けた取組を推進するために、傘下の事業場に対してセミナーの開催や巡回指導等を自主的に実施した場合に助成金を支給する。 また、他の年齢層と比較して実労働時間が長く、出産及び育児等の子育てを担う世代である20代後半から30代の労働者の「労働時間等の設定の改善」に重点的に取り組む団体に上乗せして助成金を支給する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	251 百万円	}	職員構成	概算人件費 （平均給与×従事 職員数）	従事職員数		
	人件費	百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	251 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 （財源内訳/ 単位百万円）	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	230						
	H19(決算上の不用額)	275						
	H20(決算額)	242						
	H20(決算上の不用額)	117						
	H21(予算(補正込))	334						
	H21(決算見込)	186						
	H22予算	195						
平成22年度 予算 （補助金の場合は負担 割合等も）	(項) 仕事生活調和推進費 (目) 労働時間等設定改善推進助成金 194,750千円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-1-(1)		別表1-1		
事業評価シート						
予算事業名		労働時間等設定改善推進助成金		事業開始年度		18年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局労働条件政策課（労働条件政策課長 田中誠二）				
事業/制度の 必要性		近年の労働時間の状況は、「労働時間の分布の長短二極化」が進み、年次有給休暇の取得率は5割を下回る状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。 このため、労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定の改善の促進を図る必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		なし				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		なし				
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		実施事業主団体数	団体	66	49	35
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年実績 【達成率】	H20年実績 【達成率】	H21年実績 【達成率】
		年次有給休暇取得率（上昇率） 【おおむね2%以上上昇／毎年度】	%	42.3(6.4%) 【320%】	37.8(4.2%) 【210%】	42.5(6.4%) 【320%】
		所定外労働時間減少数（削減率） 【おおむね10%以上削減／毎年度】	時間	46.8(17.3%) 【173%】	25.6(13.7%) 【137%】	46.3(27.2%) 【272%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		年次有給休暇の平均取得率の上昇率は目安である2%を上回っており、さらに所定外労働時間の削減率についても目安の10%を上回るなど毎年目標を達成していることから、当該事業は効果を発揮していると考えられる。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	助成金を効率的に支給するため、申請時の労働時間等の水準を事業主団体の選定要件とするなど、効率性の観点から対象団体を選別する仕組みを導入。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		平成20年 3月 労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン）改正 平成22年 3月 労働時間等設定改善指針（労働時間等見直しガイドライン）改正 本事業については、申請件数や支給実績などを勘案しつつ、事業の効率化を求める観点から利用率の低い対象事業を削除する等の見直しを行った。 その結果、平成22年度予算額は前年度比約▲1億4千万円（約▲41.6%）と大幅な削減を行っている。				

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

①施策目 標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成 時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】									
III-4-1	労働基準局 勤労者生活 部企画課 (企画課 長：野口 尚)	III-4 勤労者生活 の充実を図 ること	III-4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通 じた仕事と生活の調和対策を推進す ること		＜施策中目標に係る指標＞											
					1	労働時間等の課題について 労使が話し合いの機会 を設けている割合 ※21年度限り	前年以上/ 毎年	52.1% (21年) 【112.8%】								
					2	週労働時間60時間以上の 雇用の割合	前年以下/ 毎年	9.2% (21年) 【108.0%】								
					3	年次有給休暇取得率	前年以上/ 毎年	47.4% (20年) 【101.5%】								
					＜施策小目標に係る指標＞											
					1	労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けて いる割合 ※施策中目標に係る指標 1 と 同じ ※21年度限り	前年以上/ 毎年	52.1% (21年) 【112.8%】								
			2	週労働時間60時間以上の雇用 者の割合 ※施策中目標に係る指標 2 と 同じ	前年以下/ 毎年	9.2% (21年) 【108.0%】										
			3	年次有給休暇取得率 ※施策中目標に係る指標 3 と 同じ	前年以上/ 毎年	47.4% (20年) 【101.5%】										
			4	30代男性の週労働時間60時間 以上の就業者の割合	前年以下/ 毎年	18.0% (21年) 【110.0%】										
			施策 小目 標 2	多様な働き方に対応した労働 環境等を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> ・特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 ・テレワーク相談センター ・テレワーク・セミナー 	＜施策小目標に係る指標＞										
		特別な休暇制度普及率	前年以上/ 毎年	46.0% (21年度) 【-】												
		①テレワーカー比率 ※21年度限りの指標 ②在宅型テレワーカー数 ※22年度以降の指標	①20%/22年までに(注1) ②700万人/27年までに(注2)	①15.3% (21年) 【76.5%】 ②約330万人 (20年)												
評価予定表			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>実績【重】</td> <td>モニ総合【重】</td> <td>実績【重】</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> </tr> </table>	19	20	21	22	23	実績【重】	モニ総合【重】	実績【重】	モニ	実績	備考 注1) テレワーク人口倍増アクションプラン(平成19年5月29日テレワーク推進に関する関係省庁連絡会議決定)より 注2) i-Japan戦略2015(平成21年6月30日IT戦略の今後の在り方に関する専門調査会決定)より		
19	20	21	22	23												
実績【重】	モニ総合【重】	実績【重】	モニ	実績												

①施策目 標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成 時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
III-4 -2	労働基準局 勤労者生活 部 施策小目標 1：勤労者 生活課（勤 労者生活課 長：畑中啓 良） 施策小目標 2：企 画課（企 画課長：野 口尚） 施策小目標 3： 労働金庫業 務室（労働 金庫業務室 長：坪田一 雄）	III-4 勤労者生活 の充実を図 ること	III-4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を 図ること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1	中小企業退職金共済制度 における新規加入被共済 者数	400,600人以上/ 21年度（注1）, 22年度（注2）	404,586人 (21年度) 【101.0%】									
					2	勤労者財産形成促進制度 の利用件数	前年度以上/ 毎年度	9,873,198件 (21年度) 【97.0%】									
					3	全労働金庫に対する検査 実施率	50%以上/ 毎年度	50% (21年度) 【100%】									
			施策 小目 標 1	中小企業退職金共済制度の普 及促進等を図ること	・中小企業退職金共 済事業	＜施策小目標に係る指標＞											
						中小企業退職金共済制度にお ける新規加入被共済者数 ※施策中目標に係る指標 1 と 同じ	400,600人以上/ 21年度（注1）, 22年度（注2）	404,586人 (21年度) 【101.0%】									
			施策 小目 標 2	勤労者財産形成促進制度の活 用促進を図ること	・勤労者財産形成促 進事業 ・勤労者財産形成促 進制度に係る課税の 特例	＜施策小目標に係る指標＞											
						勤労者財産形成促進制度の利 用件数 ※施策中目標に係る指標 2 と 同じ	前年度以上/ 毎年度	9,873,198件 (21年度) 【97.0%】									
			施策 小目 標 3	労働金庫の健全性のための施 策を推進すること	・労働金庫に対する 検査 ・労働金庫に対する 指導及び監督	＜施策小目標に係る指標＞											
						全労働金庫に対する検査実施 率	50%以上/ 毎年度	50% (21年度) 【100%】									
評価予定表						備考 注1) 平成21年度勤労者退職 金共済機構の年度計画より 注2) 平成22年度勤労者退職 金共済機構の年度計画より											
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ		
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													